

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新と自己負担割合を再判定

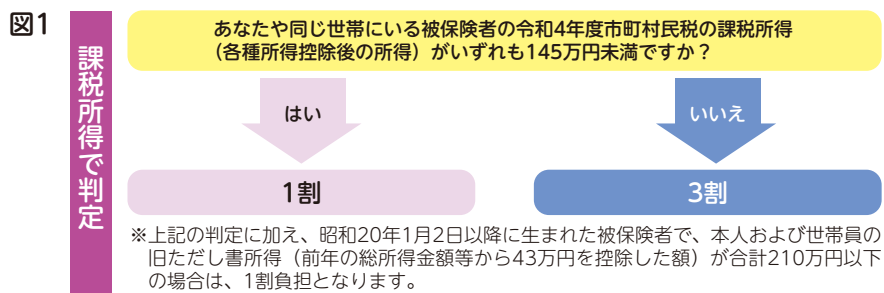
75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。新しい被保険者証(桃色)を7月下旬までに転送不要の簡易書留で送付します。

例年、被保険者証の有効期間は2年間ですが、本年は10月1日からの自己負担割合見直しに係る制度改正(2割区分の新設)に伴い、新しい被保険者証の有効期限は9月30日までとなります。なお、10月1日から使用する被保険者証は9月に改めて送付します。

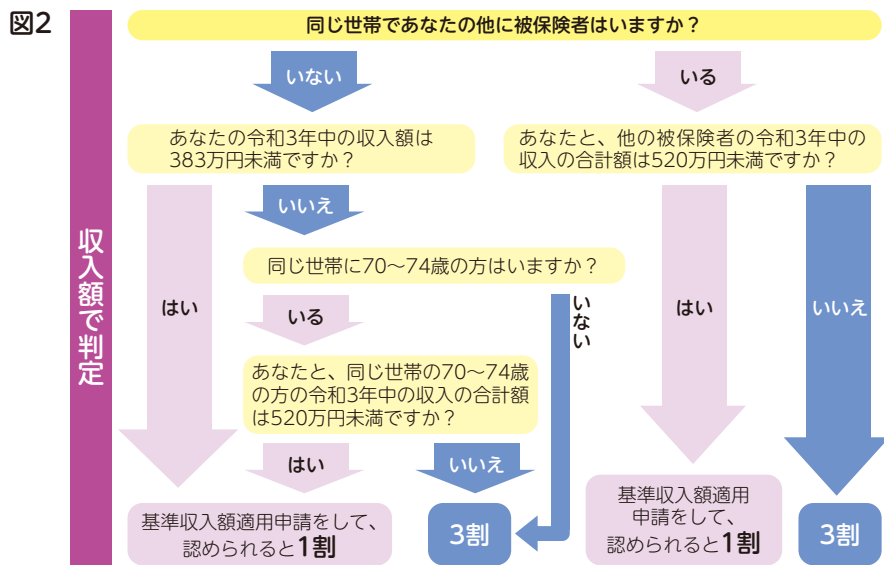
◆自己負担割合の判定

医療機関にかかるときの「自己負担割合」は、毎年8月1日にその年度の市町村民税の課税所得によって判定が行われます(図1)。

図1で3割と判定された方で図2の条件を満たす場合、公簿などにより市で収入額が確認できる方には、1割負担の被保険者証を送付します。3割負担の被保険者証が届いた方で、ご自身が図2の条件を満たし1割負担になると思われる場合は、担当へお問い合わせください。



※令和4年度市町村民税の課税所得は、令和3年中の収入金額から公的年金等控除などを差し引いて求めた総所得金額等から、各種所得控除を差し引いて算出されます。



※令和3年中の収入額で判定します。収入額とは、公的年金等控除などを差し引く前の収入金額のことで、所得金額ではありません。所得金額が0円またはマイナスになる場合でも、収入額となります。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120 担当 医療課 ☎046(252)7213 FAX 046(252)7043

座間市技能功労者等表彰対象者の推薦

市内事業所に勤務する優良な技能者および従業員を表彰します。次に該当する方(いずれも令和4年9月1日時点)の推薦をお願いします。

対象

- ◆技能功労者 55歳以上の方で、技能職として同一職業に30年以上従事し、優れた技能を持ち、他の模範となり、後進の指導育成などによって業界の発展に尽くした方
◆優良技能者 技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方
◆優良従業員 勤続年数が10年以上の方で、人物、実績が優秀で他の模範となり、推薦者が表彰に値すると認める方(家族従業員を除く)

表彰式 11月3日(木) (予定)

推薦方法 市役所4階商工観光課、各出張所、市商工会(座間2-2887-2)で配布する推薦調書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、8月1日(月)~31日(水)に事業主または団体の長が〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550

国民健康保険の傷病手当金の支給

国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数

※1日当たりの支給額には上限があります。

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6カ月まで)

※給与収入の全部または一部を受けることができる期間は支給不可(給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給)。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX 046(252)7043

国民健康保険被保険者証を更新

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(日)です。7月下旬までに、世帯全員分の新しい保険証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付しますので、記載内容の確認をお願いします。内容に誤りや不明な点などがある場合は、担当へご連絡ください。

また、70歳以上の被保険者の方は、保険証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

新しい保険証が届いた方で、就職や扶養に入り社会保険などの保険証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となります。

有効期限が切れた保険証は、細かく裁断して破棄するか、市役所1階国保年金課または各出張所に返却してください。

※令和5年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい保険証を使用してください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

看護師等奨学生募集

保健師、助産師、看護師および准看護師の業務(以下「看護職」)に従事する人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。養成施設を卒業後、看護職を市内の医療機関で相当期間続けると、奨学金償還が免除になります。

募集人数 3人程度

貸付条件

- 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学している
●市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されている
●卒業後、市内で看護職に従事する意思がある

貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)

貸付期間 申請月~養成施設卒業

選考方法 書類審査、面接(8月中旬予定)

提出書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合は法定代理人のもの)、連帯保証人(2人分)の住民票の写しおよび所得証明書(直近1年度分)、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書(写真貼付)

提出方法 7月29日(金)までに必要書類を〒252-8566座間市役所医療課宛てに書留で郵送(必着)または直接担当へ

※申し込みの際に提出した書類は、返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 FAX 046(252)7043

夏の交通事故防止運動

7月11日(月)~20日(水)に夏の交通事故防止運動を実施します。

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されますので、一人一人が交通安全について考え、交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

担当 市交通安全対策協議会(市民協働課内)

☎046(252)8158 FAX 046(255)3550